

議案第49号 牧之原市印鑑条例の一部を改正する条例

1.14番 大石和央 議員

- 1 自動交付機での証明書交付とコンビニでの証明書発行のシステムの違い及び自動交付機による現状の発行枚数。またコンビニ交付手数料。
- 2 コンビニ交付に関する総費用と現在の自動交付機更新費用。
- 3 自動交付機の利用実績についてはどのように評価しているか。

2.6番 藤野守 議員

- 1 コンビニ交付の実施を市民サービスの向上のためとしているが、利用時間が広がること以外に利用する市民のメリットは何か伺う。
- 2 マイナンバーカードの交付は7月末現在、約4千枚である。人口に対する交付率は8.6%でありマイナンバーの制度に対する市民の不安感があり交付率が上がらないと考えられる。多機能端末機による利用件数を月、年間どの程度見込んでいるか伺う。

議案第52号 牧之原市営住宅管理条例の一部を改正する条例

1.5番 平口朋彦 議員

- 1 本条例案は、人口の自然減や社会減の影響により入居率が低下傾向にある中、入居基準を見直し、要件を緩和していくことで、入居者増を狙うものである。現入居者に対する共益費や使役の負担軽減など各課題に対する回答になりうることを期待されるが、今回の収入基準および入居要件の緩和による増をどれほど見込むものか。
- 2 本案には、要件緩和の試行として「単身者並びに市内に住所及び勤務場所を有しない者でも入居することができる」という特例条項が記載されている。期限付きの試行により効果や問題点等が洗い出されるものとするが、現状想定されている問題にはどういったものがあるか。
- 3 市営住宅設置の根拠法である公営住宅法(以下、法)の平成23年4月に行われた法改正から現在まで、本市において条例改正を見送ってきた経緯には市営住宅への入居に対し一定の需要が維持されてきたためと推測される。一部法改正から今までに至る県内市町の対応、動向は。

議案第 53 号 牧之原市図書館条例の一部を改正する条例

1.5 番 平 口 朋 彦 議員

- 1 本議案の提案説明では、ネットワークなどのソフト面と施設環境のハード面の充実に向け、図書館協議会に意見を求めながら実現を目指すといった趣旨の言葉があった。図書館協議会の役割・目的に、現在の狭小図書館に代替する図書館の整備についての協議検討も内包すると読み解けてしまうが、提案説明内でハード面について言及された意図をお聞きする。
- 2 本条例案が設置を目指す図書館協議会は、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号。以下「法」という）第 14 条第 2 項に「図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする」とある。その館長に関しては同じく法第 13 条第 2 項に「館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない」とその職責について謳われている。本市においては兼任とされている館長が、専門的職員、技術職員を掌理し監督するまでに至っていない現状にあって、「兼任館長」が「諮問機関」に意見を求めることに対し片手落ちの印象は拭えない。専任館長よりも図書館協議会を先行し立ち上げたいとする真意は。
- 3 他の地方公共団体においては、図書館条例とは別に図書館協議会条例を制定している場合もあるが、新規に条例および施行規則を制定せず一部改正とした理由は何か。また一部改正であれば、平成 21 年 3 月に牧之原市立図書館あり方検討会によって提出された「市民を元気にする図書館 7 つの提言」にある「私たちの求める図書館」を実現すべく、図書館条例の条項全てに対し見直しを掛けるべきではないかと思われるが如何か。

2.14 番 大 石 和 央 議員

図書館協議会は図書館法第 14 条第 2 項で「図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関」と定められている機関である。

図書館協議会の設置についての事前説明では、協議内容案として、「図書館オンラインシステム構築にあたり、どのような機能を持たせるか。公共施設マネジメント基本計画に則り、相良・榛原両館の課題をどのように解決していくか。将来、まちづくり計画を検討する中で新図書館が必要となるのか意見を求める。」とのことであるが、変更はないのかお聞きする。